

情報・意思疎通支援

コミュニケーション支援 (身) (難)

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539
電子メール syougaifukushi-com@maple.city.minoh.lg.jp

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかたに、手話通訳者や要約筆者を派遣します。初めて利用される場合は、事前に利用者登録が必要です。

対象者	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかた(聴覚、言語機能、音声機能による身体障害者手帳の交付を受けているかた)。
手続き	派遣を希望される日の2週間前まで(やむを得ない事情がある場合を除く)に障害福祉室(窓口、ファクス、オンライン申請いずれも可)にお申し込みください。
利用者登録 (初回利用時のみ)	身体障害者手帳等を持ってみのおライフプラザ 総合窓口で申請してください。
費用	無料
派遣の範囲	公共機関・医療機関・学校等での用事、会議への参加など

日帰りの用事に限ります。



手話通訳が必要なかたへ

みのおライフプラザには、手話通訳者が常駐しており、必要であれば市役所や市立病院へ出向き、手話通訳を行います。また箕面市内の公共機関では全ての窓口で職員が筆談での対応をいたします。手話通訳や筆談を必要とされるかたはそれぞれの窓口でお申し出ください。
※手話通訳をご希望の場合は事前に障害福祉室までご連絡いただくとスムーズにお手続きができます。

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539 電子メール syougaifukushi-com@maple.city.minoh.lg.jp

FAX119・NET119 (身) (難)

聴覚障害や音声・言語機能障害のあるかたが、救急や火災などの緊急時に、ファクスやインターネットで119番通報ができます。

	FAX119	NET119
対象者	音声での通報が難しいかた(障害者手帳がなくても利用可)	
利用方法	119をダイヤルしてファクスを送信することで通報できます(事前登録不要)。	事前にウェブ手続きにより利用者登録をする必要があります。 右のQRコードから空メールを送信し、 届いたメールの本文内にあるURLへ アクセスして登録をしてください。
問合せ先	<NET119の登録について> みのおライフプラザ 障害福祉室 電話:727-9506 ファクス:727-3539 電子メール:syougaifukushi-com@maple.city.minoh.lg.jp <NET119全般、FAX119について> 北大阪消防指令センター 箕面市担当 電話:06-6155-5119 ファクス:06-6872-8119 電子メール:tuusin@maple.city.minoh.lg.jp	



※以下の身体障害者手帳をお持ちのかたは、搬送先の病院に手話通訳者または要約筆者を派遣することができます。

対象者	聴覚、言語機能又は音声機能の身体障害者手帳をお持ちのかた
手続き	身体障害者手帳を持ってみのおライフプラザ総合窓口でご相談ください。
問合せ先	みのおライフプラザ 障害福祉室 電話:727-9506 ファクス:727-3539 電子メール:syougaifukushi-com@maple.city.minoh.lg.jp

点字投票・代理投票など 身

問合せ窓口 みのおライフプラザ 選挙管理委員会事務局
 電話：727-9561 ファクス：727-9579

(1) 視覚に障害があるかた向けの「音訳版」・「点字版」

視覚に障害があるかたに、候補者の氏名、経歴、政見等を記載した選挙公報の内容等を、音訳または点訳した「選挙のお知らせ」を作成し、無料配布しています。ご希望のかたはご連絡ください。(一度申込みされますと、以後は自動的に郵送します。)

(2) 点字投票

視覚障害のあるかたは、点字で投票ができます。投票のときに投票所の職員に申し出てください。

(3) 代理記載による投票

身体障害などで字を書くことができないかたは、職員が代理で記載し投票することができます。投票所の受付で投票支援カード、口頭、メモ、により職員に申し出てください。

※代理投票など必要な投票支援について伝えられる投票支援カードをご活用ください。

<https://www.city.minoh.lg.jp/senkan/documents/tohyoshienocard.docx>

※介助が必要なかたや、1人では不安のあるかたについては、介助人のかたも一緒にお入りいただけます。ただし、介助人のかたが投票記載台で投票手続きに関与することはできません。

※投票したい候補者を口頭で伝えることが難しい場合は、選挙公報の切り抜きや事前にご用意いただいたメモで示していただくことも可能です。ただし、他の選挙人の目に触れないよう手のひらサイズの小さなものをご用意ください。

(4) 車椅子・手話通訳

投票日当日に車椅子、手話通訳が必要なかたは、あらかじめ選挙管理委員会に申し出てください。

(5) 郵便投票

以下の表のいずれかに該当するかたは郵送による不在者投票ができます。

	障害名	等級
身体障害者手帳	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症から第3項症
	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
介護保険制度	要介護状態区分	要介護5

※郵便投票をするには、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要ですので、希望されるかたは、身体障害者手帳等を添えて選挙管理委員会に交付請求してください。

※身体障害者手帳の記載内容で該当の等級であるか判断ができない場合でも、障害が上記の程度に該当する旨の証明を受けた場合は郵便投票ができます。障害の程度に関する証明については、障害福祉室(電話：727-9506)までお問い合わせください。

※代理記載制度…郵便投票の対象者で、自分で投票用紙の記載ができない次のかたについては、あらかじめ届け出た代理のかたで投票用紙の記載をしてもらうことができます。

区分	上肢または視覚の障害の程度
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症まで

市立図書館でのサービス (身) (知) (精)

問合せ窓口 中央図書館
電話:722-4580 ファクス:724-9697

①視覚障害のあるかたへのサービス

次のサービスがあります。事前に利用登録をしてください。すでに貸出券をお持ちの場合も、新たに登録が必要です。電話、または来館により各図書館に申し込んでください。

- (1) 録音(テープ)・点字(図書)・デージー図書(CD)の郵送貸し出し
- (2) 対面朗読…ご希望の資料を専門のボランティアがお読みします。

②聴覚障害のあるかたへのサービス

ファクス(ファクス申込み専用紙)による本の予約サービスを受け付けています。

③来館が困難なかたへのサービス

身体障害などの理由で、図書館に来館するのが困難なかたに、図書館の資料を郵送貸し出しします。くわしくは中央図書館(電話:722-4580)までお問い合わせください。

タッキー816(みのおエフエム)

問合せ窓口 箕面FMまちそだて株式会社
電話:728-3210 ファクス:728-3733

「タッキー816みのおエフエム」では、箕面市に関する様々な情報をお届けしています。また、災害時、緊急時にも各種情報を発信します。周波数は、FM81.6MHzです。

広報紙等の点字版・音声版 (身)

広報紙「もみじだより」、市議会だより「ささゆり」などの点字版や音声版を発行しています。必要なかたには毎号お届けしますので、下記にご連絡ください。

広報紙「もみじだより」	箕面FMまちそだて株式会社 電話:728-3210 ファクス:728-3733
市議会だより「ささゆり」	市役所本館3階 議会事務局総務室 電話:724-6705 ファクス:724-1568

声と点字の読書情報 (身)

視覚障害者向けの情報誌として、奇数月の第3金曜日に発行しています。録音図書や点字図書の新着案内や、図書館、障害者福祉センターささゆり園からのお知らせなどを掲載しています。

点字版の申込み	障害者福祉センターささゆり園 電話(ファクス兼用):724-2940
音声版の申込み	中央図書館 電話:722-4580 ファクス:724-9697

ささゆり声の会

ささゆり声の会は、図書館における対面朗読、図書館蔵書・リクエスト図書・市からの依頼文書等の音声版(デージー版)の製作、音訳ボランティアの育成などの活動を行っているボランティア団体です。

視覚障害のある個人のかたからのご要望にもお応えし、定期的に録音を行っている文書(テレビのドラマ番組情報、新聞ひろい読み等)について、個々に音声版(テープ版・デージー版)をお届けしています。ご希望のかたは下記連絡先までご連絡ください。

問合せ窓口 ささゆり声の会
電話:080-5637-3353(代表) ファクス:724-7773

点字図書購入費用の助成 身

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

視覚障害のあるかたが、図書または刊行物を点訳したもの(点字図書)を購入する場合に、その費用を助成します。

対象者	視覚障害1・2級の身体障害者手帳をお持ちのかた
手続き	身体障害者手帳、点字図書の出版業者が発行する証明書(様式はライフプラザ総合窓口にて備えています)、申請者(対象者)の「マイナンバーカード」または「マイナンバーが確認できるもの+本人確認書類」を持ってみのおライフプラザ総合窓口で申請してください。
助成内容	購入を希望する点字図書のうち、年間6タイトルまたは24巻を限度として、その価格から一般図書の購入価格相当額を減じた額を助成します。

身体障害者福祉電話の貸与 身

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

身体障害者のかたにコミュニケーション及び緊急連絡のための電話を貸与します。

対象者	次の要件に全てあてはまるかた (1)市民税非課税世帯に属するかた (2)障害者のみで構成される世帯(または障害者と18歳未満の児童のみで構成される世帯)に属するかた (3)1・2級の身体障害者手帳を所持するかた (4)現に電話を有しないかた(携帯電話を含む。ただし、聴覚障害者の場合は、携帯電話を有しているかたについても貸与対象) (5)生活保護世帯に属していないかた。
貸与内容	架設料及び基本料金(市が必要と認める付加機能使用料、機器使用料を含む)を市の負担とし、通話料等については、利用者負担とします。
手続き	身体障害者手帳、「マイナンバーカード」または「マイナンバーが確認できるもの+本人確認書類」を持ってみのおライフプラザ総合窓口でご相談ください。

